

大磯町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例

大磯町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年大磯町条例第 11 号)  
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 210」を「100 分の 205」に、「100 分の 230」を「100 分の 210」  
に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 11 月 30 日から施行する。

平成 23 年 11 月 30 日提出

提出者	大磯町議会議員	高 橋 英 俊
賛成者	大磯町議会議員	坂 田 よう子
	〃	奥 津 勝 子
	〃	土 橋 秀 雄
	〃	竹 内 恵美子
	〃	鈴 木 京 子
	〃	吉 川 重 雄